

## こいのわ出会いサポートセンターイベント実施団体登録等取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人ひろしまこども夢財団が運営する、こいのわ出会いサポートセンター（以下「センター」という。）が公開及び管理する、こいのわ出会いサポートセンターホームページ（以下「センターホームページ」という。）に結婚を希望する男女向けの婚活イベント等（以下「イベント」という。）に関する情報を掲載することに関し、イベント掲載を希望する団体登録に必要な事項を定めるものとする。

(登録条件)

第2条 センターホームページのイベント実施団体登録を行うに当たって、団体種別ごとに以下の項目をすべて満たさなければならない。

(1) 自治体・ひろしま出会いサポーターズ

結婚したい若者の出会いの場づくりを行う自治体・ボランティア団体で、以下の項目をすべて満たすこと。

ア 結婚相談所や婚活イベントなど結婚支援事業を主な業務とする企業・店舗ではないこと。

イ こいのわ出会いサポートセンター（以下「センター」という。）のシステムを活用してイベントを実施すること。

ウ 若者の出会い及び結婚を支援する目的以外につながるサービス提供を行わないこと。

エ ひろしま出会いサポーターズについては、別途「ひろしま出会いサポーターズ任命取扱要領」に定めることとする。

(2) こいのわかフェ

結婚したい若者の出会いの場づくりを行う店舗及び企業等で、以下の項目をすべて満たすこと。

ア 広島県内に本社・支店・営業所等の拠点を有する店舗・企業であること。

イ センターのシステムを活用してイベントを実施すること。

ウ こいのわボランティアと協働して実施すること。

エ 若者の出会い及び結婚を支援する目的以外につながるサービス提供を行わないこと。

オ 実施にあたっては、個人情報等に関する誓約書及び開催申請書を提出すること。

(3) 民間事業者

結婚したい若者の出会いの場づくりを行う店舗及び企業等で、以下の項目をすべて満たすこと。

ア 広島県内に本社・支店・営業所等の拠点を有する店舗・企業であること。

イ 若者の出会い及び結婚を支援する目的以外につながるサービス提供を行わないこと。

(4) 共通事項

次の項目のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団及び暴力団関係者で構成され、又は経営に実質的に関与している団体及び暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難される関係を有していると認められる団体。

イ 特定の宗教、政治、その他の思想等の宣伝・普及につながる活動を行う団体。

ウ センターが適切でないと認めた団体等。

(登録抹消要件)

第3条 センターは次の項目のいずれかに該当する場合、イベント実施団体登録を抹消することとする。

(1) イベント実施団体登録条件を満たさなくなった団体。

(2) 禁止事項を行った団体。

(3) イベントを1年以上実施していない団体。ただし、再度の申請による登録を妨げるものではない。

(4) センターが適切でないと認めた団体等。

(禁止事項)

第4条 センターは次の項目に掲げる事項を禁止するとともに、その行為が発覚した場合はイベントを中止し、個人情報保護法違反などの重大な案件については公表することとする。

(1) 登録時

- ①登録時に虚偽の記載を行うこと。
- ②登録内容に変更が生じたにも関わらず、変更を意図的に行わずイベントを実施すること。

(2) イベント実施時

- ①各種法令に違反しているもの又は違反する恐れがあるもの。
- ②公序良俗に反しているもの又は反する恐れがあるもの。
- ③特定の宗教、政治、その他の思想等の宣伝・普及につながると認められるもの。
- ④迷信や非科学的な根拠に基づく情報により参加者に誤解を与える恐れのあるもの。
- ⑤人権侵害、差別又は名誉棄損となるもの又はその恐れがある内容を含むもの。
- ⑥他人を誹謗、中傷、又は排除しようとすることを目的とし、又はその恐れがある内容を含むもの。
- ⑦実施内容や得られる効果・結果について虚偽や誇張記載により参加者に誤解を与える恐れのあるもの。
- ⑧青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの。
- ⑨掲載希望の情報がホームページ等で確認できないもの。
- ⑩キャンセル料や付帯料金、その他参加条件が文字により確認できないもの(会員登録を条件とするものに当たっては会員登録に関連する経費(入会金や成婚料等)を含む。)
- ⑪その他センターが不適切と認めるもの。

(3) その他

- ①センター並びにセンターの事業運営を妨げること。
- ②センターに対して不当な要求を執拗に行うことで業務に支障を生じさせること。
- ③センターのシステム利用のID、パスワードを他者に貸与し、又は他者に使用させること。
- ④許可なくセンターやこのわの名称を使用する(センターのシステムを利用せずに実施するイベントへの名称使用を含む。)こと。
- ⑤必要な報告を正当な理由もなく遅延すること。

(イベント等情報)

第5条 イベント実施団体として承認された団体は、主催するイベントの情報をセンターホームページ及びメールマガジンで情報発信の申請をすることができる。

(1) 情報掲載料

イベントの掲載料及びメールマガジン配信料はセンターが別途定める。

(2) 掲載の可否

イベントの内容及び運営が禁止事項に該当する場合は掲載を認めない。

(3) 実績報告

イベント実施団体は、掲載したイベントの終了後、1週間以内にシステム上で実施状況を報告すること。

(事故等に関する免責)

第6条 センターは、センターホームページに掲載したイベントに起因して発生した事故等による損害については、その責任を負わないものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、イベント実施団体はセンターの判断に従うものとする。

(改訂)

第8条 センターは、必要と判断した場合に、登録団体の承諾なしに本要領を変更できるものとする。改訂内容については、ホームページ上もしくはセンターが適当と判断する方法で登録団体に周知する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

## こいのわ出会いサポートセンター情報等取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人ひろしまこども夢財団（以下「財団」という。）が運営する、こいのわ出会いサポートセンター（以下「センター」という。）が公開及び管理する、こいのわ出会いサポートセンターホームページ（以下「センターホームページ」という。）において、掲載する婚活イベントやセミナー等の情報（以下「情報」という。）及びメールマガジンで配信する広告（以下「広告」という。）の募集、その他必要な事項を定めるものとする。

(情報の内容)

第2条 情報の内容は、次のとおりとする。

- (1) 未婚の若者の出会いや恋愛や婚活の充実に資するイベントやセミナー等の情報
- (2) センターは情報の内容が第4条の各号のいずれかに該当するときは、掲載を行わないことができる。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 文字数 140文字までとする。
- (2) 形式 漢字、ひらがな、カタカナは全角文字とする。英数字は半角文字とする。
- (3) URL URLを付すことができるものとする。  
携帯電話・スマートフォンからの閲覧に対応したURLが望ましい。

(情報及び広告の内容等)

第4条 掲載する情報の画像及びそのリンク先のページの内容は、センターホームページの公共性、品位及び信頼性を損なうおそれのないものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令に違反しているもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反しているもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害、差別又は名誉棄損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥しようとするもの
- (5) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等の権利を侵害するおそれのあるもの
- (6) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (7) 投機心、射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの
- (9) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (10) 社会問題などについての主義主張や係争中の問題についての声明に関するもの
- (11) 寄附金の募集に関するもの
- (12) いわゆる健康食品（器具）に関するもので、医薬品（医療機器）的な効能・効果を表現しているもの
- (13) 皇室の写真、紋章その他皇室関係のものを使用したもの
- (14) 個人・団体の意見広告、名刺広告、謝罪・釈明に当たるもの及び売名目的のもの
- (15) 広告掲載申込者が明確でなく、責任の所在が不明確なもの
- (16) 広告掲載申込者以外の者の広告となるもの
- (17) 暗号と疑われるもの又は内容が意味不明なもの
- (18) 権利関係などを確認できない不動産、ゴルフ会員権などに関するもの
- (19) 「不動産の表示に関する公正競争規約」（公正取引委員会認定）の表示に関する規定に反しているもの
- (20) 代理店募集、副業、内職、会員募集などで、内容が不明確なもの
- (21) 通信販売で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法及び返品条件などが不明確なもの
- (22) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容又は施設の

所在が不明確なもの

- (23) あたかもセンターが推奨しているかのような表現を含むもの又はセンターホームページの一部であるかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (24) センターの事業内容に反するもの
- (25) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第2項に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの、又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- (26) 公の選挙の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- (27) 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (28) 青少年の保護又は健全な育成の観点から適切でないもの
- (29) 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
- (30) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれのあるもの
- (31) その他、掲載する広告として適当でないとセンターが認めるもの  
（禁止表現）

第5条 センターは、掲載する情報及び広告のリンク先ホームページにおける表現が次の各号のいずれかに該当するときは、当該情報及び広告を配信しない。

- (1) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (2) センターの情報と錯誤するおそれがある表現又は画像を使用したもの
- (3) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
- (4) 実際には機能しないもの
- (5) 誇大な表現など広告として適当でないと認められるもの
- (6) その他センターが適切でないと判断したもの  
（情報掲載料及び広告料）

第6条 情報掲載料及び広告料は、センターが別に定める。

2 掲載したイベント等を、申込者の判断により中止とした場合でも、情報掲載料及び広告料を支払うものとする。

（申込み及び広告の決定）

第7条 申込者は、センターが別に定める申込フォームを提出することにより、申込みとする。

2 センターは、前項の規定による申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し、必要な範囲内で資料の提出を求めることができる。

3 センターは、申込みがあったときは、当該申込みの内容が第4条及び第5条に規定する内容及び表現に該当するか否か等を審査の上、掲載の可否を決定し、申込フォームに記載されたメールアドレスに宛てて、Eメールで掲載希望者に通知する。ただし、否の理由についての問合せには応じないものとする。

（決定順序）

第8条 申込みに係る決定は、申込み順とする。

（情報の掲載日）

第9条 掲載日は、センターが承認を行った日からイベント等の実施日までとする。

（広告の配信回数）

第10条 広告の配信回数は、1月につき、4回以内とする。

2 広告の配信日は、センターと申込者の協議により定める。

（募集等）

第11条 募集は、センターホームページその他財団の広報媒体を利用して行う。

2 前項の募集に応じ、掲載申込みのあった情報及び広告については、この要領に定めるところに従い、可否を決定するものとする。

(料金の納付)

第12条 前条第2項の規定により決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、センターと協議し、双方で定めた期日までに料金を支払わなければならない。

2 振込みに係る手数料は広告主の負担とする。

3 広告主が期日までに料金を支払わない場合には、センターは、情報及び広告掲載を停止することができる。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、センターホームページの情報及び広告、広告主が指定したリンク先ホームページの内容その他広告に関する内容について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、掲載に関して、第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、第11条第2項の規定により決定を受けた掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。

(情報及び広告原稿の作成及び提出)

第14条 広告主は、イベント等の情報及び広告原稿について、センターが指定する期日までに提出しなければならない。

2 センターは、前項の規定による掲載申込みがあったときは、その内容及びリンク先が、申込フォーム書に記載された内容と相違していないこと、第4条及び第5条各号に該当するものでないこと、法令及びこの要領に違反していないことを確認しなければならない。

3 センターは、前項の場合において、提出のあった原稿が適当でないと認めたときは、広告主に対し、原稿又はリンク先の変更を求めるものとする。

4 原稿の作成については、この要領に定めるもののほか、必要な事項を別に定める。

(広告の掲載)

第15条 センターは、前条の規定により提出のあった広告原稿が適当と認めたときは、第8条第2項による配信日に広告するものとする。

(掲載の取消し等)

第16条 センターは、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、決定を取り消すことができる。

(1) 指定された期日までに広告主が広告原稿を提出しなかったとき。

(2) 第14条第3項の規定による変更の求めに広告主が応じないとき。

(3) その他センターが不適当であると判断したとき。

2 センターは、前項の規定により掲載を取り消したことにより、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(広告等の変更)

第17条 広告主は、広告の内容を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンク先を変更しようとする場合は、配信日の1週間前までに、センターに対し、広告等の変更を申し出て、センターの承認を得るものとする。

(取りやめの申出)

第18条 広告主は、配信の1週間前までに夢財団への広告のとりやめを申し出ることができる。

2 センターは、前項の規定による申出があった場合には、直ちに、配信を中止するものとする。

(料金の返還)

第19条 掲載決定後、広告主の責めに帰さない理由により配信することができなかったときは、広告主が既納していた場合、料金を全額返還する。

(その他)

第20条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、広告主はセンターの判断に従うものとする。

る。

(改訂)

第21条 センターは、必要と判断した場合に、本要領を変更できるものとする。改訂内容については、ホームページ上もしくはセンターが適当と判断する方法で登録団体等に周知する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日以降に募集を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行し、令和3年9月1日以降に募集を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日以降に募集を行うものから適用する。

## こいのわ出会いサポートセンター情報等掲載料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、こいのわ出会いサポートセンターメールマガジン広告取扱要領第6条第1項に基づき、こいのわ出会いサポートセンター情報掲載料及びメールマガジンの広告料について必要な事項を定める。

(情報掲載料)

第2条 掲載料については、1 イベントにつき3,000円とする。

(広告掲載料)

第3条 広告料については、1 回につき2,500円とする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日以降に配信を行うときから適用する。